

棚尾まちづくり事業

平成 24 年 6 月 20 日（水曜日）

第 1 2 回 棚尾の歴史を語る会 次第

進行（小笠原幸雄）

- 1 前回までのテーマに関する参考意見など
 - (1) 棚尾町高札舎は光輪寺前から棚尾町役場へ移転した。
 - (2) 秋葉山常夜灯、道路元標など

- 2 テーマ 22 「折戸の坂」 1～4 ページ
 - (1) 説明（磯貝国雄）

 - (2) 出席者による補足説明、感想など

- 3 テーマ 23 「棚尾村字東浦の分村」 5～9 ページ
 - (1) 説明（杉浦光雄）

 - (2) 出席者による補足説明、感想など

- 4 連絡事項・情報交換など

- 5 次回日程
 - 第 13 回 7 月 25 日（水曜日）午後 7 時から
「北棚尾村の分村」「明治の南極探検清水光太郎」
 - 第 14 回 8 月 29 日（水曜日）午後 7 時から
「中山の分村問題」「若宮社」

おりど
「折戸の坂」

1 要旨

毘沙門さんから東へ行った棚尾本町4丁目と志貴町3丁目の境界の辺りは、昔の棚尾のはずれにあたり、台地から東の低地へは急な坂道で下りた。西尾や岡崎へ向かう街道の分岐点でもあり、また、東から昇る朝日がよく見える場所でもあった。

わらべ唄にも「正月どんがごうざった。……折戸の坂までごうざった。」と唄われ、達吉も晩年懐かしんで「正月の 来たる坂ぞと 楽しめし 折戸の坂 吾たづね来し」と和歌に詠んでいる。

2 坂の位置

岡崎大浜線（現在の市道志貴7号線）道路改良工事が
始った大正3年以前の道路形態



3 地名の由来

(1) 古文書の記述

棚尾村文書の中に折戸、北折戸及び南折戸が記載されている。

(2) 県内に折戸の地名がある参考地

愛知県日進市 名鉄豊田線日進駅周辺が折戸町(旧名「折戸村」)近くに折戸川(天白川の支流)もある。

名古屋市昭和区 折戸町

(3) 地名の由来

崖下へ降りるのに、折れて下る様子から名付けられたと推定される。

4 わらべ歌

(1) 出典：碧南文化 第65号昭和(38年3月号) 道しるべ 高木二九

正月どんがごうざった

どうこうまでごうざった

折戸の坂までごうざった

何にのってごうざった

はたごにのってごうざった ※「はたご」は織機のこと

と、唄いながら、子供等は棚尾の東部、畑中の小笠原律先生お宅の崖下の坂をのぼって来ました。これが折戸の坂で、今の大きい坂へかかろうとする路傍、杉浦時雨蛤屋の西角。ここに長方形の石の道しるべがあります。

石面中央に地藏尊を彫み、右側に「右 にしを道 をかざき道」左上部に、割り合い大きい手が右を指してきざまれて居り、その下部にやや小さく、「左 尾洲かめざき道」と、彫られています。

昔の道はそれより西にむかい安専寺の東より、折れて南を経て、中道を通り名倉半太郎さんの角より、又折れて光輪寺の前を通り、今の国道247号線に出て西にむかいます。これは明治初年ごろの棚尾一の道でした。

(2) 出典：碧南文化 第69号昭和(39年1月号) 小正月 高木二九

正月どんがごうざった

何にのってごうざった

はたごにのってごうざった

折戸の坂までごうざった

一に俵を踏んまえて
二ににっこり笑って
三に酒を造って
四つ世の中よいように
五ついつまでニコニコと
六つ無病息災に
七つ何事もないように
八つ屋敷を広めて
九つ米倉並べ立て
十でとうとう治った

(3) 新聞記事から抜粋

平成 24 年 (2012) 1 月 1 日毎日新聞の余録

「お正月さまござった ゆらゆらござった ゆずり葉にのって ゆらゆらござった」。お正月が来たのを喜ぶわらべうたである。この歌は各地にあり、東京では、「お正月がござった どこまでござった 神田までござった …」である。

※ 一宮市、岩倉市、小牧市のわらべ歌には「正月さまござった」がある。

(4) 愛知のわらべ歌全集から抜粋

「碧南のわらべ歌 30 曲集」服部勇次 採譜 中央音楽創作連盟 平成 14 年発行

碧南のわらべ歌 目次

- 1 ジャンケンポン (ジャンケン歌)
- 2 ジャンケンじゃがいも (//)
- 3 雷線香 (//)
- 4 ポコペン (人あて鬼歌)
- 5 立てよあそべよ (遊ばせ歌)
- 6 月夜の晩に (絵描き歌)
- 7 棒が一本あったとさ (手まり歌)
- 8 いちじくにんじん (//)
- 9 いちじくにんじん (//)
- 10 岡崎お城 (//)
- 11 大黒様という人は (//)
- 12 一かけ二かけ (//)

- | | | |
|----|----------|---------|
| 13 | 七草なずな | (七草歌) |
| 14 | 西のぼば | (タコあげ歌) |
| 15 | いやでござるよ | (子守歌) |
| 16 | ねんねしょやれ | (〃) |
| 17 | おらがこの子 | (〃) |
| 18 | ねんねんよ | (〃) |
| 19 | ねんねんようよ | (〃) |
| 20 | ねんねんころりよ | (〃) |
| 21 | 碧南の子守歌 | (〃) |
| 22 | 子守に来たが | (〃) |
| 23 | けんけんバタバタ | (きじ) |
| 24 | どちどちどちらに | (占い歌) |
| 25 | どちどち | (〃) |
| 26 | 上がり目 | (顔遊び歌) |
| 27 | 郵便屋さん | (縄とび歌) |
| 28 | 一羽のカラス | (〃) |
| 29 | 熊さん熊さん | (縄とび歌) |
| 30 | 一番はじめは | (お手玉歌) |

棚尾の歴史を語る会 テーマ23

棚尾村字東浦の分村

▽旭村村誌

明治九年（一八七六）十二月棚尾村のうち、字東浦二百五十五戸が平七村に組入れられる。

平七村字宮下神明社境内を学校敷地として下げ渡された。

▽碧南市史第二卷

明治九年六月四日、県の地租改正係より「飛地組替をせよ」との通知あり。同年八月（一説に十二月）棚尾村のうち東浦の二百四十三戸（一説に二百五十五戸、または二百五十四戸）が平七村へ組入れられた。平七村は字雨池と字山畑（中山附近）を棚尾へ渡し、棚尾より字北霞浦・字鴻浦・字山ノ上道西・字山ノ上道東・

字中霞浦・字南霞浦の半分（残り半分は平七）を受けた。

「明治九年地所交換ニ付東浦組入約定帳 両村定約連印名寄簿」によれば、

定約書

今般地租改正ニ付、鏡界取調被仰付候処、棚尾村ト平七村交換地ニ依而、棚尾村字東浦人家共平七村迄組入相成候ニ就而者、小前一同故障無之、然ル上者彼我之無差別、一家一躰之心得ヲ以睦間（ママ）

敷仕候而、不弊ヲ生ジ不申、依而連印定約証如件

第九区 平七村 連名

東浦 連名

飛地交換は耕地の交換が通常であるのに、「人家共」の土地を交換して平七に組入れたのは、東浦が平七と接壤地であり、棚尾本郷より離れていることや、経済的な理由によるものであろう。

「棚尾村古聞書」には「天明の水害飢饉以来棚尾の衰微甚し」とあり、明治七年の戸籍簿によれば、土地を所有しない無高率は、棚尾七三・五%、東浦六一%、平七五七%である。平七六十九戸の平均不動産は七反五畝で、東浦は四反二畝である。また「明治八年九月第九大区一小区等口表」によれば、最高位六人のうち四人は東浦の人であり、東浦には五十町地主、十町地主があるのに、棚尾では七町弱が最高である。つまり、平七の富裕度の高いことや、東浦の豪農の意向などによって「人家共」の土地交換が行なわれたのである。

林口孝氏は、真の理由は「棚尾村が貧乏であったから」という亡父の言葉を引用している。(市史資料集三十三集)

しかし、どこでもあることであるが、編入後もしつくり行かなかったこともあったらしく、平七の神明社文書に

「元来、平七村は六十九戸の小村にして、編入されたる東浦は二百四十三戸の大数なれど、その不動産を比すれば、その総額大い

に平七に及ばず、故に事々東浦の嫉妬するところとなり、些々たる事にも、東浦の圧倒を平七が受くるに至る事、すでに幾回なる事を知らず……。平七が東浦人民に圧倒せらるゝ所以は、前述の如く東浦人民の口数は平七人民に四倍強なるを以て、恒に投票の多数を占領せされ、又は会議に多数を奪はるゝ是なり。現に東浦が編入以来、戸長の職の如きは一度も平七へ占む能はず。其他の役人も皆東浦の内より採用せられたり。この様な双方の不満がこうじて、後に二回の訴訟にまでなったが、明治二十一年十一月、伏見屋新田、伏見屋外新田の十一人が、仲裁に入って和解をみるに至った。」

▽「地所交換ニ付東浦組入約定帳・両村定約連印名寄簿・明治九年」

(西端資料一四九)

末尾に「明治十一年寅夏旧東浦村社願候処、村方苦□二付、旧戸

長小幡様江両村ヨリ差出本帳拝借致、此帳旧六月廿三日為後日ニ
松山用吉之写・本平七村控」とある。

「連印名寄簿」は平七・東浦・中山とわかれていて、中山の氏名
は、次の六名である。

三宅戒懂 杉浦吉蔵 杉浦吉之助 石川源六

杉浦藤蔵 杉浦植蔵

▽市史資料集第十五集（著者 村瀬正章）

分村問題の示すもの

一、枝村えだむらの経済的地位によって、分村が困難であつたり、容易であつたりする。

二、北大浜村の場合には、古い因習と伝統を打破して、旧支配層による社会支配の形態を一新しようとする努力が、分村に向けられたこと。

三、自由民権論者を指導者の一人として行なわれた北大浜村の分

村は、その成功によって村に自主独立・自由の精神を奮ふるい起して、これが刺激となつて、この村の広い層にわたつて、自由民権の思想が急速に高まつていく。

四、この二つの分村（北大浜村・北棚尾村）は、区町村の最も自由な自治活動の行われた年次のものであるということ。

即ち明治十一年の郡区町村編成法の公布によって、戸長が多く民選となり、十三年に区町村会法が公布されて、自主自立の自治団体の性格が明白になったのであるが、これもやがて十七年に区町村会法が改正されて、次第に自治が制限されていくのである。即ちこれ以後戸長も官選となつていくなどその一例。二つの村の分村が、この自治活動の最も自由な時期に行なわれたことに、その意義を見出すことが出来る。

▽市史資料集第三十三集（著者 林口孝）

二百四十三戸の東浦が、六十九戸の平七の村名を、合併後も依然

として唱えたのはなぜか。林口孝氏の亡父は、「平七村の小幡家の勢力によるのだ」と言っていたが、東浦にもそれ以上の豪農があり不合理だ。

平七村の神明社文書に、「東浦はその人口の夥多を恃み、平七に逼って村名の改称を為さしめんとすれど、元来東浦は平七へ合併したるに非ずして、編入したる者につき、村名を改称する謂れ無きを以て之を肯ぜざりに付、東浦は戸長等と密謀して、分村願を為したりしが、行なはれずして却下せられたることを聞知し、笑止かりしが……」が真相かも知れない。

参照地図 明治23年の棚尾村

